

■ サイト利用等の支払をかたる架空請求詐欺に注意 !!

県内において、電話やメールでサイト利用料や退会料など、心当たりのない請求事案が発生しています。このような電話やメールがあっても、誘いに乗ることなく、はっきりと断り、被害に遭わないように十分注意してください。

【サイト解約手続きに係る和解金請求名目の架空請求詐欺】

6月6日(金)、鹿児島市内の女性の携帯電話に、男から「あなたの携帯電話でアダルト動画サイトを見た履歴が残っている。未登録のまま放置されているので、登録するか解約するかして欲しい。解約手続きには和解金が必要である。今日中に支払わなければならないが、何時頃振り込めるか。」等と電話があり、女性は心当たりはないものの、解約を申し出ました。

女性は、コンビニでお金を降ろし、振込先を確認するため男に電話をかけたところ「和解金は〇万円です。コンビニではお金を振り込めない。」等と言われ、郵便局で男に指示された口座にお金を振り込みました。

女性が振り込んだことを男に電話すると、男は「今度は別の人から連絡があるのでよろしくお願いします。」等と言って電話を切りました。

しばらくして、別の男から「アダルトサイトの会社は全部で6社ある。あなたが料金を払っていなかったことで他社にも迷惑が掛かった。1社につき和解金として〇万円必要である。和解するか民事訴訟にするか。」等と電話がありました。

女性がこのことを友人に話したところ、詐欺ではないかと言われたため警察に相談し、その後の被害を防ぐことが出来ました。

【注意点】

架空請求による被害の認知件数は5月末現在、8件で昨年より4件増加しています。また、手口的には、サイト利用料金等名目のほか、ロト6の当選金受取名目や投資トラブル解決名目でお金を詐取するなど、手口が悪質・巧妙化しています。

- 身に覚えのない電話やメールでの請求は、詐欺の可能性が大であるので、無視して自分から絶対に連絡しない。
- お金の振り込みや送金等の前に、必ず家族、知人、警察に相談する。
- 大事なお金を守るため、うそ電話詐欺に危機意識を持つ。
- 個人情報、絶対に漏らさない。

以上のようなことなどに注意して、被害に遭わないようにしましょう。

【お問い合わせ先】鹿児島県警察本部 (Tel 099-206-0110)

生活安全企画課 (内線:3052) 捜査第二課 (内線:4224)

■ 大隅肝属地区消防組合火災予防条例の一部が改正されました。

【改正に至る背景と目的】

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場において多数の死傷者を出す火災が発生しました。この惨事を踏まえ、多数の人が集まる屋外の催しで火気器具が使用されるなど、火災危険性が高いイベント会場における火災予防の徹底を図るために、火災予防条例の一部が改正されました。具体的には次のような内容となります。

【主な改正内容と施行日】

1 多数の者が集合する催しについて

対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他多数の者が集合する催しに際して使用する場合は、**消火器の準備**や**消防署へ露店開設届出書の提出**が必要になります。

対象火気器具とは、気体燃料や液体燃料、固体燃料を使用する器具、または電気を熱源とする器具をいいます。

2 指定催しについて

祭礼、縁日、花火大会、その他多数の者が集合する催しのうち大規模なもので、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路、その他の場所を会場として開催するもので、**1日当たりの人出予想が10万人以上、かつ露店等が100店舗を超える屋外催し**で「**指定催しとして指定**」された催しについては、主催者が催しの14日前までに「**火災予防上必要な業務に関する計画提出書**」を作成し、**消防署への提出**が必要となります。(未提出の場合30万円以下の罰則)

3 施行日

平成26年8月1日から施行されます。